

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

## 【報告】

件名	区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目の追加並びに情報提供ネットワークの運用開始について
----	--

内容は別紙のとおり

(担当部課：総合政策部企画政策課)

## 区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目の追加について

区における個人番号利用については、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づき、28年1月から個人番号を利用している。

このたび、新たな個人番号利用事務を追加したことから、個人番号利用事務及び事務処理に必要な庁内連携情報項目について本審議会へ報告する。

### 1 新たな個人番号利用事務（29年4月時点）

- ・心身障害者（児）移送事務
- ・新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業
- ・後期高齢者医療葬祭費支給事務

（資料14-1、資料14-2のとおり）

### 2 庁内連携・他機関連携する情報の範囲の変更

（資料14-3のとおり）

### 3 利用開始時期

（1）平成29年4月から

- ・心身障害者（児）移送事務
- ・新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業

（2）平成29年7月から

- ・後期高齢者医療葬祭費支給事務

# 情報提供ネットワークシステムの運用開始について

番号法に規定する情報提供ネットワークシステムについて、下記のとおり運用を開始するので報告する。

## 1 情報提供ネットワークシステムの運用開始日

平成 29 年 7 月 18 日（予定）

なお、運用開始日から 3 か月間程度は試行運用開始期間とする。

## 2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象事務

法定事務及び区独自利用事務・都独自利用事務で個人情報保護委員会に届出を行っている事務

※区独自利用事務で個人情報保護委員会に届出を行っている事務 54 事務

都独自利用事務で個人情報保護委員会に届出を行っている事務 3 事務

（資料 1 4 - 2 のとおり）

## 3 情報連携する情報の範囲

番号法別表第二に掲げられている事務

## 4 今後の予定

平成 29 年 7 月 5 日 『広報しんじゅく』、ホームページにより区民へ周知

平成 29 年 7 月 18 日 情報提供ネットワークシステムの試行運用開始

平成 29 年 10 月中旬 情報提供ネットワークシステムの本格運用開始